

# 規約(草案)

## 第一章 總則

第一條

本会は日本経済団体連合会評議会と稱す。

第二條

本会は本会の組織を以下の条項を以て目的とし、本会の組織、規約は本会の決議を経て之を決定し、本会は変更するを得ず。

第四條

本会の本部は東京に置く。

## 第二章 組織

### 第一節 總則

第五條

本会は本会の組織、規約、並に決議を遵守し、本会各機関の統制下に活動するを旨とし、本会各機関の組織、規約は本会の決議を経て之を決定し、本会は変更するを得ず。

第六條

本会は本会以上の組織を有せず、その組織員總數五百名以